徳島県，国立大学法人徳島大学及び国立研究開発法人防災科学技術研究所の連携協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。），国立大学法人徳島大学（以下「乙」という。）及び国立研究開発法人防災科学技術研究所（以下「丙」という。）は，次の条項に従い協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は，甲，乙及び丙が連携協力することにより，甲及び徳島県内の市町村における自治体災害対応業務の高度化を推進することを目的として締結する。

（連携協力する事項）

第２条　甲，乙及び丙は，次の事項について連携協力する。

（１）災害情報利活用システムの開発に関する研究

（２）甲，乙及び丙が保有するデータの利活用に関する研究

（３）災害対応業務の標準化に関する研究

（４）その他，甲，乙，丙が必要と認める事項

（連絡・調整窓口の設置）

第３条　甲，乙及び丙は，連携協力して実施する具体的な事業内容，実施方法等について連絡・調整するための窓口をそれぞれ設置する。

（秘密情報の取扱）

第４条　甲，乙及び丙は，本目的を達成するために知り得た相手方が秘密として指定した情報を，３者の協議によって第三者への提供を許可した情報以外は，第三者に漏らしてはいけない。

（研究成果の取扱）

第５条　第２条で規定する事項について連携協力することにより発生する研究成果の取扱いに関する事項については，３者協議の上取り決める。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期限は，協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし，本協定の有効期限が満了する１か月前までに，甲，乙又は丙が他の２者に対して書面により延長しない旨の通知をしない限り，有効期限が満了する日から１年間本協定は延長され，以後も同様とする。

（協議）
第７条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義の生じた事項については，その都度甲，乙及び丙が協議の上定める。

本協定締結の証として本協定書３通を作成し，甲乙丙署名又は記名押印の上，各自その１通を保有する。

平成２８年７月２６日

甲　　徳島県徳島市万代町一丁目１番地

徳　島　県

徳島県知事

乙　　徳島県徳島市新蔵町二丁目２４番地

国立大学法人徳島大学

学　長

丙　　茨城県つくば市天王台三丁目１番地

国立研究開発法人防災科学技術研究所

理事長